

木更津市地域防災計画

(令和5年度改訂案)

第1編 総 則

第2編 地 震 ・ 津 波 編

附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

第3編 風 水 害 等 編

第4編 放 射 性 物 質 事 故 編

第5編 大 規 模 火 災 等 編

第6編 公 共 交 通 等 事 故 編

木更津市防災会議

木更津市地域防災計画

第 1 編 総 則

《目 次》

第1章 計画の目的及び構成	総-1
第1節 計画の目的	総-1
第2節 計画の構成	総-2
第3節 他の計画との関係	総-2
第2章 計画の基本的な考え方	総-3
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総-3
第2節 地域防災力の向上	総-3
第3節 避難行動要支援者及び男女共同参画の視点	総-4
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総-4
第5節 地区防災計画の策定	総-4
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-5
第4章 地勢概要等	総-13
第5章 防災ビジョン	総-19

第 1 章 計画の目的及び構成

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、木更津市防災会議が作成する計画で、昭和 43 年の計画策定以降、令和 5 年 3 月まで幾度に渡る修正を行ってきた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という過去最大規模の地震であり、未曾有の災害をもたらした。国は、この大震災により得られた教訓を踏まえて平成 23 年 12 月に防災基本計画を修正し、その後数度の修正を経て、令和 2 年 5 月には令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の教訓を取り入れた修正が行われており、その後も近年の災害対応の教訓を踏まえた修正が随時行われている。国の修正に合わせ千葉県においても地域防災計画の修正を行っている。

今回の本市地域防災計画の修正は、この大震災等の教訓を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本市に係る災害対策を実施する際に処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。本計画は本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図ることとする。

さらに、市民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を發揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

※資料編 1－1 木更津市防災会議条例

※資料編 1－2 木更津市防災会議運営要綱

※資料編 1－3 木更津市防災会議委員名簿

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的及び構成

第 2 節 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第 1 編 総則

第 2 編 地震・津波編

（地震・津波編附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画）

第 3 編 風水害等編

第 4 編 放射性物質事故編

第 5 編 大規模火災等編

第 6 編 公共交通等事故編

の 6 編をもって構成している。

第 1 編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成 25 年修正において新設したものである。

第 2 編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、従前の想定を上回る津波によって多大な被害が発生したことから、これまで津波による影響はほとんどないものと考えられていた東京湾内湾に位置する本市においても、津波対策の充実を期するため平成 25 年修正において従来の震災編を改称したものである。

第 2 編地震・津波編の附編として定めている南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年 7 月 26 日法律第 92 号）に基づいて指定された地震防災対策推進地域の周辺地域に位置する本市として、南海トラフ地震臨時情報が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第 3 編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第 4 編から第 6 編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しに併せ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに 3 編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第 3 編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第 3 節 他の計画との関係

この計画は木更津市国土強靱化地域計画や木更津市地区別防災指針等、本市の諸計画と整合性を図り、策定したものである。

したがって、それらの計画等と抵触するときは、それぞれの責務が十分果たせるように調整を図るものとする。

また、市は、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策として、インフラ等の整備事業を進めるに当たっては、本計画及び各種防災に係る計画と整合を図るものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

我が国では阪神・淡路大震災以降、幾度かの大規模災害を経験する中で、これまでの「防災（被害を出さない）」に対する取組みから「減災（被害を減少させる）」に関する取組みに重点が置かれるようになっていく。

本市においても、国や県による防災に関する各種ガイドラインや防災関連事業の策定に応じ、これまでに地震、水害、津波被害を想定した防災マップの作成、災害時において共助の柱となる自主防災組織の育成支援や避難行動要支援者避難支援プランの策定等を進めているところである。

災害に対しては、どのような対策をとっていてもその発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識することが重要である。起こりうる災害に対し、あらかじめその被害程度を想定した対策を検討することで被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とする。そして、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、市は家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、市民は災害教訓を伝承することにより防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、災害発生時においては地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や地区まちづくり協議会での共助の意識醸成、また、地域において共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、行政（市・県）と民間団体等との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、災害時における民間団体等の柔軟かつ迅速な対応は、応急対策の一助となっている。こうした社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを今後も進めていく。

このような取組みの強化と併せ、本市をはじめとする防災関係機関においても、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市全体としての防災力の向上を図っていく。

第 3 節 避難行動要支援者及び男女共同参画の視点

本市では、平成 22 年 3 月に「木更津市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を策定し、避難行動要支援者支援制度の運用を開始している。

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者は、それぞれの特性により、情報伝達における支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活及び生活の変化への適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害発生時には健常者よりも被害を多く受ける傾向にあることが知られている。平成 23 年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北 3 県の死亡者のうち、9 割以上が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60 歳以上が約 65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市においても高齢化の進展等に伴い、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、避難行動要支援者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第 4 節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域における防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第 5 節 地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 木更津市

機関等の名称	事務又は業務の大綱
木更津市	(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災市営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (12) 被災施設の復旧に関すること (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること
木更津市消防本部	(1) 消防施設・消防体制の整備に関すること (2) 救助及び救護体制の整備に関すること (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること (4) 防災知識の啓発、普及に関すること (5) 火災発生時の消火活動に関すること (6) 水防活動の協力・援助に関すること (7) 被災者の救助・救援に関すること (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること

2 千葉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災県営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること

第1編 総則

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること (17) 被災者の生活再建支援に関すること (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること (2) 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関すること (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局 千葉財務事務所	(1) 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること (2) 融資関係 ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること (3) 国有財産関係 ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売却又は貸付に関すること オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	財産の無償貸付又は譲与に関すること カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係 ア 災害関係の融資に関すること イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること ウ 手形交換、休日営業等に関すること エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること オ 営業停止等における対応に関すること
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係職員の派遣に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること
千葉労働局	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること
関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
関東地方整備局	(1) 災害予防 ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること イ 通信施設等の整備に関すること ウ 公共施設等の整備に関すること エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること オ 官庁施設の災害予防措置に関すること カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること キ 豪雪害の予防に関すること (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること

第 1 編 総則

第 3 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること エ 災害時における復旧資材の確保に関すること オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること (3) 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
関東運輸局	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること (4) 災害時における応急海上輸送に関すること (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること
東京管区气象台 銚子地方气象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
第三管区 海上保安本部	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること
関東地方 環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること (3) 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	に関する情報収集、提供等に関すること
北関東防衛局	(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること ウ 防災資材の整備及び点検に関すること エ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 千葉県支部	(1) 医療救護に関すること (2) こころのケアに関すること (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること (4) 血液製剤の供給に関すること (5) 義援金の受付及び配分に関すること (6) その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること (4) 被災者の受信対策に関すること
東日本高速道路(株)	(1) 東日本高速道路の保全に関すること (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株)	(1) 鉄道施設の保全に関すること (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (3) 帰宅困難者対策に関すること
日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

第1編 総則

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京ガス(株)	(1) ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること (2) ガスの供給に関すること
日本通運(株) 千葉支店	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド(株)	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
KDDI(株)	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	災害時における物資の輸送に関すること

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(公社)千葉県LPガス協会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
(公社)千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
(一社)千葉県薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
(公社)千葉県看護協会	(1) 医療救護活動に関すること (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
(一社)千葉県トラック協会 及び(一社)千葉県バス協会	災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)君津木更津医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
(一社)君津木更津歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
NPO 法人君津木更津薬剤師会	(1) 医薬品の調達、供給に関すること (2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
朝日新聞木更津支局 毎日新聞木更津通信部 読売新聞木更津通信部 産経新聞千葉総局 東京新聞木更津通信部 千葉日報かずさ支局 TBSテレビ NHK千葉放送局房総報道室 共同通信社千葉支局 時事通信社千葉支局 新千葉新聞社	(1) 気象情報、災害状況の報道に関すること (2) 防災知識の普及に関すること
(株)ジェイコム千葉・ 木更津局 かずさエフエム(株)	(1) 気象予報・警報等の放送による周知徹底に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害状況及び災害対策に関する報道に関すること
社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援
木更津市農業協同組合 新木更津市漁業協同組合 金田漁業協同組合	(1) 県、市の実施する被害調査及び応急対策への協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農林水産業者に対する融資、あっせん (4) 被災農林水産業者に対する生産資材の確保、あっせん (5) 共同利用施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
木更津商工会議所	(1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力 (4) 災害時における物価安定への協力
木更津市建設業協同組合	災害時における道路・河川その他の公共土木施設の機能の確保又は回復
木更津造園建設業協同組合	災害時における避難場所に指定している公園施設等の機能の確保又は回復
(社)千葉県建築士会 (社)千葉県建築士事務所協会	被災建築物の応急危険度判定に関すること
病院等医療施設	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導 (3) 災害時における病人等の収容及び保護 (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導 (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施 (4) 被災施設の災害復旧

第 1 編 総則

第 3 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
社会福祉施設	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
危険物取扱施設	(1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備

8 住民及び事業所等

機関の名称	事務又は業務の大綱
住民	(1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等、災害の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること (2) 市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
自主防災組織	(1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること (2) 情報の収集伝達に関すること (3) 避難誘導、救出救護の協力に関すること (4) 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関すること (5) 被害状況調査等の災害対策の協力に関すること
事業所	(1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること (2) 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること (3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること
ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第 4 章 地勢概要等

1 自然環境

(1) 位置

本市は、千葉県のほぼ中央部の東経 139 度 92 分 48 秒、北緯 35 度 38 分 12 秒（市役所本庁舎）に位置し、首都圏から 50km 圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ヶ浦市、南は君津市に隣接し、令和 3 年 7 月 1 日現在、東西距離は 21.98km、南北距離は 14.54km、面積は 138.90k m²で、東西に広く伸びている。

(2) 地形・地質の概要

本市の地形は、概ね、丘陵地・台地・低地に区分される。

市域の多くを占める丘陵地は、標高 100m～200mの山地性の土地で、山頂付近はなだらかな緩斜面となっているが、谷が深く浸食しているために、斜面は急峻な地形となっている。丘陵地の地質は、富来田以東では砂岩・泥岩層からなる上総層群が堆積し、それより西では、未固結の砂層である下総層群と、常総粘土層が堆積している。これらの層は関東ローム層によって覆われている。

台地は、小櫃川の河川沿いに分布している。平坦面の形成時期によって 3 段に区分でき、上位から約 8 万年前の姉崎段丘、約 5 万年前の市原段丘、約 2 万年前の南総段丘となっている。地質は、上総層群あるいは下総層群の上位に段丘堆積物と関東ローム層が堆積している。

低地は、小櫃川や丘陵地を流れる小河川が、台地・丘陵地を浸食して土砂を堆積した平坦な土地である。小櫃川沿いには、旧河道や自然堤防が発達し、河口部には三角洲が形成されている。

また、小櫃川や矢那川の下流部には、約 2 万年前の海退期に形成された埋没谷がある。丘陵地・台地を刻む低地は、泥質から腐植土質の堆積物が主体となっている。小櫃川沿いの低地は、砂・シルト・泥質土が堆積している。

2 社会環境

(1) 人口

本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和 50 年代に 10 万人を突破し、その後昭和 60 年に 12 万人を超えた後は横ばい傾向が続いていたが、平成 18 年以降は増加に転じ、令和 5 年 10 月 1 日現在、人口 136,419 人、世帯数 65,747 世帯（住民基本台帳による）となっている。また、年齢構成別分布では、50～54 歳の年齢構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。

本市在住者のうち市外への通勤・通学者が 27,985 人、市外から市内への通勤・通学者が 25,027 人となっている（令和 2 年国勢調査による）。

(2) 交通

国道 16 号が中心市街地東側を南北に縦断し袖ヶ浦市と繋がっている。国道 16 号は、請西 1 丁目地先（桜井交差点）で国道 127 号に分岐、海岸部が国道 16 号、中央部が国道 127 号として南下しながら縦断し、君津市と繋がっている。

東部には国道 409 号・410 号が市原・君津方面に延び、東関東自動車道館山線が市の中央を南北に縦断し、本市と県都とをつなぐ重要な幹線道路となっている。また、平成 25 年 4 月には首都圏中央連絡自動車道（東金 JCT～木更津東 IC）が開通し、道路ネットワークが強化されている。

北部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを経由して東京・羽田・川

第1編 総則
第4章 地勢概要等

崎・横浜と繋がっている。

鉄道は、JR内房線が海岸線沿いに千葉方面から館山方面に延びている。市の東部には木更津から久留里方面にJR久留里線が延びている。

(3) ライフライン

上水道の普及率が99.9%（令和3年3月末現在）、下水道の人口普及率が56.1%（令和5年3月末現在）となっている。

また、ガスは東京ガスネットワーク株式会社等各種ガス供給会社、電力は東京電力パワーグリッド株式会社により供給されている。

3 過去の災害

(1) 地震

市域を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855年）、関東地震（1923年）などがあげられる。また、1987年の千葉県東方沖地震で震度5（本市庁舎内設置の地震計で震度6）を記録し、液状化の発生がみられ、水道管の破損、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。2011年東日本大震災では、本市における人的被害はなかったものの、津波の到達により漁業被害が発生した。最近では、2023年の千葉県南部の地震で震度5強を記録し、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。

■地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
1703 元禄16	12.31	元禄地震	M8.2 震源：房総半島南東沖(日本海溝)	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者6,534人、家屋全壊9,610戸。	市域の震度は6以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1854 安政1	12.23	安政東海地震	M8.4 震源：駿河湾(駿河トラフ)	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者3人。	本市では被害なし。
1855 安政2	11.11	安政江戸地震	M6.9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に死者20人。家屋全壊82戸。	市域の震度は6。家屋倒壊破損12戸、蔵の倒壊破損227戸記録あり。津波なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1923 大正12	9.1	関東地震	M7.9 震源：相模湾(相模トラフ)	相模湾を震源とした大地震(関東大震災)で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者1,342人、負傷者3,426人、家屋全壊31,186戸、同焼失647戸、同流失71戸。	市域の震度6以上。家屋の被害数10%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1960 昭和35	5.23	チリ地震津波		県内海岸に2～3mの津波。死者1人。	本市では被害なし。
1987 昭和62	12.17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源：千葉県東方沖(日本海溝)	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者2人、負傷者144人、住家全壊16戸、填砂現象多数。	午前11時08分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は5～6。本市の被害は重傷者1人、屋根瓦破損652戸、水道管破損5件、道路決壊5件、填砂現象5件
2005 平成17	4.11	千葉県北東部地震	M6.1 震源：千葉県北東部 震源の深さ：約52km	八日市場市、旭市、小見川町、千潟町で震度5強。県内での被害なし。	市域の震度は3。 本市での被害なし。

第1編 総則
第4章 地勢概要等

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部 震源の深さ：約 73 km	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。 白井市で重傷者 1 人、軽傷者は千葉市で 2 人、船橋市で 1 人、浦安市で 1 人。 柏市では切れた電線により建物の屋根が部分焼。	市域の震度は 5 弱。 午後 4 時 35 分千葉県北西部地震が発生。 本市では小浜地区で 60 戸が断水。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖 震源の深さ：約 24km	県内最大震度は震度 6 弱(成田市・印西市)。 県内の人的被害は、死者 22 人(うち、津波による死者 14 人(旭市 13 人、山武市 1 人)、行方不明者 2 人(津波による)、負傷者 270 人)。 県内の建物被害は、全壊 807 棟、半壊 10,313 棟、一部損壊 57,497 棟、床上浸水 61 棟、床下浸水 455 棟、建物火災 15 件。 ※令和 4 年 8 月 3 日現在	市域の震度は 5 弱。 水道管破裂 5 箇所、矢那地区で停電(アカデミア変電所)。 人的被害なし。 建物被害は床下浸水 1 件、一部損壊 8 件。 漁業被害は海苔養殖施設 16 件、船舶 46 隻(転覆 27 隻・陸乗り上げ 19 隻)。 平成 23 年 3 月 11 日午後 6 時 30 分頃 市役所付近において津波到達。 ・吾妻排水機場で 2.83m の津波 ・小櫃川遡上確認(小櫃堰) ・矢那川遡上確認(矢那川公園付近)
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6.1 震源：千葉県東方沖 震源の深さ：約 15km	県内最大震度は震度 5 強。 県内の人的被害は、死者 1 人、負傷者 1 人。 県内の建物被害は、半壊 2 棟、一部損壊 219 棟。 その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生。	市域の震度は 3。 負傷者 1 人。
2018 平成 30	7. 7	千葉県東方沖の地震	M6.0 震源：千葉県東方沖 震源の深さ：約 57km	県内最大震度は震度 5 弱。 県内での被害なし。	市域の震度は 4。 本市での被害なし。
2019 令和元	5. 25	千葉県北東部の地震	M5.1 震源：千葉県北東部 震源の深さ：約 38km	県内最大震度は震度 5 弱。 県内で軽傷者 1 人(千葉市)。 家屋の一部損壊 5 棟	市域の震度は 3。 本市での被害なし。
2020 令和 2	6. 25	千葉県東方沖の地震	M6.1 震源：千葉県東方沖 震源の深さ：約 36km	県内最大震度は震度 5 弱。 県内で重傷者 1 名(市原市)、軽傷者 1 名(いすみ市) 家屋の一部損壊 7 棟	市域の震度は 2。 本市での被害なし。
2021 令和 3	10. 7	千葉県北西部の地震	M5.9 震源：千葉県北西部 震源の深さ：約 75km	県内最大震度は震度 5 強。 県内で重傷 2 名(木更津市、習志野市)、軽傷者 12 名 袖ヶ浦市の危険物施設で火災が発生(負傷者なし) その他、市原市で漏水が発生(1 か所)	市域の震度は 4。 負傷者 1 人。

第1編 総則
第4章 地勢概要等

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
2023 令和5	5.11	千葉県南部の地震	M5.2 震源：千葉県南部 震源の深さ：約40km	県内最大震度は震度5強。 軽傷者6人（千葉市2、松戸市1、茂原市1、鎌ヶ谷市1、君津市1） 一部損壊16棟（木更津市7、君津市8、勝浦市1）	市域の震度は5強。 一部損壊7棟（屋根瓦の落下等）

（2）風水害等

本市は、日本でも比較的暖かな房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による外水氾濫、内水氾濫である。

■風水害等の履歴

年	月日	災害名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 メダス)	被害の状況						備考
				死者	負傷者	住家（戸）	田畑（ha）	がけ崩れ	その他（件）	
1970 昭和45	7.1	集中豪雨				全壊6 半壊2 床上浸水298 床下浸水499	田388 畑17		橋梁7 鉄道2 船舶2	下望陀地区浸水、 自衛隊派遣要請、 災害救助法適用
1971 昭和46	8.31	台風第23号				床上浸水3 床下浸水296	田85		港湾1	
1972 昭和47	8.31	集中豪雨				床上浸水18 床下浸水413	田55		道路32 橋梁4 水道3	
1974 昭和49	7.8	集中豪雨				全壊4 半壊2 一部破損7 床上浸水391 床下浸水2165	田154		道路60	
1977 昭和52	8.19	集中豪雨	69mm 26mm/h			半壊6 一部破損6 床上浸水22 床下浸水515	田17		道路109 橋梁 水道10	16～18日まで 185mm
1979 昭和54	4.8	集中豪雨	96mm 80mm/h			一部破損30 床上浸水30 床下浸水940		1	道路3	
1979 昭和54	10.19	台風第20号	75mm 10mm/h		重傷2 軽傷4	全壊9 半壊9 一部破損82 床上浸水7 床下浸水195	畑94		道路14 河川1	降水量は18～19日
1982 昭和57	9.10 ～12	台風第18号	276mm 19mm/h			一部破損1 床下浸水103		10	道路46 河川20	
1984 昭和59	7.28	集中豪雨	57mm 32mm/h			床下浸水27				床下浸水木更津1・2丁目13戸 富士見1・2丁目4戸 中央1・3丁目10戸
1985 昭和60	7.1	台風第6号	138mm 17mm/h			半壊6 一部破損34 床上浸水1 床下浸水41		有	道路42	降水量は6月29日から、最大瞬間風速45m/s
1986 昭和61	8.4	台風第10号	230mm 26mm/h			床上浸水5 床下浸水121		有	道路98	降水量は8月4～5日
1988 昭和63	8.10 ～12	大雨	279mm 51mm/h	2	5	全壊1 半壊1 一部破損10 床上浸水3 床下浸水102		63	道路167 河川439	日の出町で7世帯 14人避難

第 1 編 総則
第 4 章 地勢概要等

年	月 日	災害名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 7マス)	被害の状況						備考
				死 者	負 傷 者	住家 (戸)	田畑 (ha)	がけ 崩れ	その他 (件)	
1989 平成元	7. 10	集中 豪雨	47mm 37mm/h			床上浸水 1 床下浸水 5		1	道路 5	
1989 平成元	8. 1	集中 豪雨	309mm 46mm/h			半壊 2 一部破損 3 床上浸水 40 床下浸水 890	田 1309 畑 96		道路 133 河川 48 水道 2 農林道 108	降水量は 7 月 31 日 から、32 世帯 130 人に避難勧告
1996 平成 8	7. 21	集中 豪雨	154mm 41mm/h			床上浸水 5 床下浸水 13		1	道路 8 河川 2 水道 1 農林道 15	
1996 平成 8	9. 22	台風 第 17 号	179mm 24mm/h		軽傷 2	一部破損 28 床上浸水 32 床下浸水 201		1	道路 7 河川 59 水道 1	6 世帯 11 人が自主 避難
2004 平成 16	10. 9	台風 第 22 号	199mm 28mm/h			床上浸水 3 床下浸水 6			道路 11 河川 3 農林道 1	降水量は 10 月 8～ 10 日、11 世帯 22 人 が自主避難
2004 平成 16	12. 5	暴風				一部損壊多数				最大瞬間風速 38. 2m
2006 平成 18	10. 6 ～7	大雨洪 水高潮	220 mm 11. 5 mm /h					1 (真里 谷)	道路 7 河川 6 農道 1 その他 1	6 日の大雨に大潮が 重なり、7 日に高潮 が発生。同日午後 4 時 30 分頃、非住家 床下浸水 3 件発生 (新田 2 丁目 1 件、 貝渕 1 丁目 2 件)
2007 平成 19	9. 12	大雨	73 mm 51. 0 mm /h			床下浸水 5			道路 1	住家被害：床下浸 水 5 件 (井尻 2 件、 貝渕 3 丁目・桜 井・朝日 3 丁目各 1 件)、非住家被害： 床上浸水 1 件 (朝日 1 丁目)、 床下浸水 2 件 (木 更津 2 丁目)
2009 平成 21	8. 10	大雨	208. 5mm 69. 0mm/ h 113. 0mm /2h (15 ～17 時) ※1						道路 13 河川 19 橋梁 1	一時的に 3 戸孤立 (真里谷 1 戸、茅 野七曲 2 戸)
2011 平成 23	8. 7	大雨	(局地的 大雨) 38. 0mm/ h ※2			床下浸水 14 件			道路冠 水 4 道路損 壊 3	鎌足・請西・中 郷・桜井・八幡台 地区で落雷によ り、広範囲にわた り停電
2013 平成 25	10. 15	台風 第 26 号	364. 0mm ※3 49. 0mm/ h ※2		軽傷 1	住家 一部損壊 58 床上浸水 26 床下浸水 35	田 8	3 (真 里 谷・ 草 敷・ 畑 沢)	道路 4 河川 22 農道 79	矢那川流域の 4, 495 世帯 9, 486 人及び小櫃川流域 の 3, 451 世帯 8, 455 人に避難勧告 土砂災害警戒区域 40 世帯 344 人
2014 平成 26	10. 5	台風 第 18 号			軽傷 1	住家 一部損壊 2				

第 1 編 総則
第 4 章 地勢概要等

年	月 日	災害名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アマス)	被害の状況						備考
				死者	負傷者	住家 (戸)	田畑 (ha)	がけ崩れ	その他 (件)	
2019 令和元	9. 9	房総半島台風 ※4	162.0mm 52.5mm/h ※5		4	住家 全壊 2 半壊 20 一部損壊 3,848			道路損壊 461 公共施設損壊 102 その他 5	停電最大 23,000 軒 断水最大 60 軒 避難所への避難者数 最大 62 世帯、134 人
2019 令和元	10. 12	東日本台風 ※4	227.0mm 27.5mm/h ※1		1	住家 半壊 1 一部損壊 345				停電最大 1,100 軒 避難所への避難者数 最大 867 世帯、1,687 人
2019 令和元	10. 25	10 月 25 日大雨 ※4	215.5mm 37.5mm/h ※1			住家 床下浸水 2			橋梁 1	避難所への避難者数 最大 49 世帯、108 人
2021 令和 3	7. 3	大雨	157.5mm 42.5mm/h			住家 床下浸水 2			道路冠水 29	
2022 令和 4	7. 15	大雨	102.0 mm 60.0mm/h ※2			住家 床下浸水 2			道路冠水 7	
2023 令和 5	6. 2 ～3	台風 2 号	111.0 mm 35.0mm/h ※2						道路冠水 8	
2023 令和 5	9. 8 ～9	台風 13 号	248.5 mm 46.0mm/h ※1						道路冠水 9	避難所への避難者数 最大 15 人

※1 観測地点：茅野七曲マイクロネット

※2 観測地点：君津土木事務所

※3 観測地点：矢那川ダム

※4 房総半島台風、東日本台風及び 10 月 25 日大雨の被害の状況は、令和 2 年 5 月 14 日現在の数値

※5 観測地点：木更津市消防本部

第5章 防災ビジョン

1 防災ビジョンの定義

本市における防災ビジョンを次のように定義する。

防災ビジョンは、中長期的・総合的な視点のもとに
本市の防災施策の基本を定めるものとする。

2 防災ビジョンの見直し

防災ビジョンは、本市の災害特性を反映したものでなくてはならないが、災害特性は自然環境、社会環境の変化によって変容するものである。特に本市は、東京湾アクアライン、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の開通を契機として、南房総の中核都市としての発展が期待され、市域の土地利用も大きく発展するものと思われる。この変化に対応して災害特性も変化する。

そこで、現状を踏まえ、時代を先取りした防災ビジョンを創る努力を継続していく。

3 防災ビジョンの目標

防災ビジョンの目的は、本市地域防災計画の目的「市民の生命、身体及び財産を災害から守ること」にほかならない。

この目的のもとに、以下の目標を定める。

- ①災害に強い住民・職員になる。
- ②災害に備えるしくみをつくる。
- ③災害に強いまちをつくる。

以下に項を分けて記す。

(1) 災害に強い住民・職員になる

災害から生命、身体、財産を守るためには、人の能力とつながりが不可欠である。そのため、住民・職員が災害を知り、災害に備える必要がある。

ア 災害を知る

災害を知ることにより、災害の危険性、災害時の必要行動の想定が可能となり、災害に対し、実務的にも心理的にも災害に備えることにつながる。

その方策としては、以下のとおりとする。

居住地域でどんな災害が発生するか、何が危険要素なのか知識を持つようにする。そのために、過去に災害を被った地域については、地域活動を通じて、これを伝承する。

また、全市的には防災広報を実施する。

(ア) 災害の発生条件（気象状況等の誘因、当時の防災施設）、発生場所、規模、程度、推移状況、災害対策の手順、効果、留意事項等

(イ) 身のまわりの危険（ブロック塀等重量塀、落下物、がけ地、室内）

イ 災害に備える

(ア) 住民・職員が災害予防、災害応急対策のしくみを理解し、協力する。

(イ) 実践的な防災訓練を実現し、住民・職員等の各層が参加する。

(ウ) 地域の自主防災活動を充実させる。

A 災害時に備えた活動や予防活動を実施する。（例えば、初期消火、応急手当・避難の訓練、防火診断、がけ地、排水路、河川等の監視）

B 新興住宅地では、地域の輪を拓げるよう互いに努める。

(エ) 身の周りの安全を図るために、災害時の避難行動等を想定し、必要な品を備えておく。

(オ) 壮健な者は、高齢者、傷病者、乳幼児、心身障がい者等の避難行動要支援者への助力ができるようにしておく。

第1編 総則

第5章 防災ビジョン

- (カ) 避難行動要支援者の避難支援に当たって、地域と一体になった対策の強化に努めるとともに、大規模災害時の予防、応急対策に当たって、個別計画の策定や避難誘導等の安全対策の確立など、避難行動要支援者の視点に立った対策を講じるものとする。
- (キ) 防災対策を見直すに当たって、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、被災時における男女双方の視点に配慮した防災体制の確立を図る。

(2) 災害に備えるしくみをつくる

災害の発生・拡大を抑えるためには、住民・職員がその能力を存分に発揮する必要がある。そのためには、組織的・有機的な取り組みが必要である。したがって、次のしくみをあらかじめ構築する。

ア 各層の組織化

市・防災関係機関の防災組織、地域・職種別団体、事業所等では自主的な防災組織をつくる。

(ア) 併せて、組織内外の役割分担・連携方法・対策手順を取決める。ただし、柔軟な運用を可能にしておく。例えば、災害初期対応

(イ) 市街地の拡大に沿って、自治会・商店街・事業所等の防災組織化を推進する。

イ 施設・機器・備蓄品の有効活用ためのシステム構築

(ア) 整備計画の立案・更新

(イ) ハード面の連結。例えば、通信施設・機器網

(ウ) 運用方法のマニュアル化・訓練

(3) 災害に強いまちをつくる

防災対策は、防災施設・機器の充実など防災を唯一の目的とする事業だけでは、不十分である。したがって、災害に強いまちをつくるためには、既存市街地の災害危険性を解消するとともに、総合プランや各種計画に防災的視点を取り込むことが重要である。

また、一方では、本市の災害特性に合わせた具体的な課題をあげることが重要である。

ア 基本姿勢

まちづくりの基本は、基本構想にある。

木更津市基本構想（平成26年3月）では、依然として少子高齢化は進んでいるものの、都市機能の充実やかずさアカデミアパーク等の進展、また東京湾アクアラインをはじめとする広域幹線道路の整備及び高速バス路線の充実等に伴う交通アクセス性の向上などにより、今後しばらくは人口に増加傾向が見込まれることから、2030年の目標人口を14万人としている。

人口増加に伴う住宅地の広がりにより、市街地と共に、次の点に留意した防災まちづくりが重要である。

(ア) 現状の災害危険性を除去する。

現在、市街地となっている地域の災害危険性を除去しつつ、新たなまちづくりを進展させる。

(イ) 都市化の進展による災害の潜在的危険性の増大を回避する。

将来計画では、人口・土地利用の集積が派生する。そこで、各種防災施設を整備するとともに、緑地等の適正保全を調和させる。ここでは、人口・土地利用の集積に遅れることなく、防災対策の進展を図ることが重要である。

(ウ) 基本構想のまちづくりの基本政策の方向「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」、「まちの快適・うるおい空間づくり」を防災施策の展開に活かす。

道路、上下水道、ごみ・し尿処理施設のように、生活利便性第一に考えられがちなものも災害時の重要施設となる。したがって、住みよいまちづくりを安全なまちづくりの観点から補強する。具体的には災害対策活動への利用やバックアップ機能の確保を念頭に置き、

整備する。

次に、基本構想にもとづく各種計画に係る課題をあげる。

A 全市的視野をもった基本計画に防災の視点を反映させる。

例えば、都市計画のもつスケール、総合性、具体性に防災の視点を反映させる。大雨や地震は、市域を超える広がりで発生する。したがって、災害に備えるためには、点、線、面の有機的結合をもった施策が必要である。なお、これは、ハード整備に限らない。

B 各種事業計画に対し、防災の視点からの関係を求める。

防災のみの目的で投資をすることは、効率が悪い。そこで、各種事業（例えば土地区画整理事業、市街地再開発事業、宅地開発）の目的に防災目的を取り込み、防災面での計画間の関係を図る。

イ 現状での個別課題

現時点で本市の抱える防災上の主要課題を整理する。

(ア) 土砂災害対策

A がけ崩れ危険箇所の監視。急傾斜地の法指定・対策工施工の県への要請。がけ地近接等危険住家の移転。

B 道路沿い自然斜面、法面、路肩の崩壊の監視

(イ) 地震対策

A ブロック塀等の点検を行い、倒壊防止策及び生け垣・フェンスへの転換を促進する。

B 看板や自動販売機等の落下・倒壊防止のための設置指導を行う。

(ウ) 市街地整備

密集市街地では市街地再開発事業を推進し、建物の不燃化、街路の拡幅、オープンスペースの確保等を実施する。

(エ) 災害時通信・広報網の整備強化

(オ) 生活関連施設の災害時確保体制の整備

(カ) 災害対策用資器材・物品の分散配備の検討

(キ) 防災拠点施設の安全確保、分散配置・関係の検討（市役所・出張所、消防機関、医療施設、地区備蓄庫等）

(ク) 災害対策交通網の確保

ウ 将来的な個別課題

今後開発される丘陵地や水田地帯では次の課題があげられる。

(ア) 防災まちづくり

市街地再開発事業や土地区画整理事業に防災の観点をいれて整備を実施する。

A 骨格道路の整備及び袋小路の解消

B 避難場所となりうるオープンスペース（公園等）の配備

C 防災拠点となる施設の整備

D 区画内のミニ開発の抑制

E 建築物の耐震化の促進

(イ) 土地利用促進に対応した表流水処理対策の推進

A 遊水・雨水貯留（流出遅延）、雨水浸透（流出防止）の検討

B 丘陵地内開発地の雨水流出防止の指導

C 谷津内の盛土利用進展による非盛土地の浸水危険性増大に対する対策の検討

(ウ) 丘陵・谷津の開発地での地盤災害防止

A 法面・盛土・擁壁の崩壊防止の指導強化

B 盛土の液状化災害防止の指導強化

(エ) 法による規制

第 1 編 総則

第 5 章 防災ビジョン

屋根不燃化区域の指定をはじめとする建築規制等を実施して、安全なまちづくりを行う。